

# 国交省、環境省に要望書

## 建り法等制度見直しなど

### 泥土リサイクル協会

（二社）泥土リサイクル協会（愛知県稲沢市、木村孟理事長）は9月、建設リサイクル法等に関する制度の見直しについて、国土交通省と環境省に以下の五つの項目「①建設汚泥を特定建設資材に指定の建設汚泥を資源有効利用促進法における指定副産物に指定③建設発生土と建設汚泥の区分の明確化による適正処理の徹底④工事間利用として発注者主導型の自ら利用の促進⑤解体系廃石膏ボードのリサイクル促進」からなる要望書を提出した。

①については「建設汚泥を特定建設資材にすることで、その受注者に対し、再資源化を行うことを義務付け、現場内利用ならびに工

事間利用を促進することとし、近年再生利用制度を利用した工事間利用は大幅に減少している」と指摘。そのため建設汚泥を特定建設資材に指定することで、受注者等に対し再資源化等を行うことを義務付け、現場内利用ならびに工事間利用を促進すべきとしている。

②については、「建設汚泥の再資源化を促進するために、資源有効利用促進法における指定副産物として建設汚泥を追加」として、同促進法において、建設汚泥を指定副産物として取り扱えるようにすべきとしている。

③については「建設汚泥を建設発生土として処分しないよう工事内容に照らし合わせた取

り扱い区分を明確にすること」とし、発生土における泥土の位置づけについては国交省による土質区分基準と、環境省の廃棄物処理法による分類があるが、その都度区分への解釈が異なり一貫した取り扱いが行われていないケースがあるため、建設汚泥と建設発生土を明確に区分した適正な処理を徹底すべきであるとした。さらに東京都建設泥土リサイクル指針にも触れ、同指針は再利用の基本的な取組方針が明確に示されているとし、他の自治体が明確に指針や要綱等を整備せずに本指針に促った処理法として適用することは不適正処理を敢行させる可能性があることを指摘した。

④については「再生利用制度によらない工

事間利用において、同一発注者の関連工事内での再生利用については自ら利用の位置づけで促進できるような制度を整備するべきである」としている。また工事間利用には、個別指定制度のもと行う必要があり、届け出等に大きな労力がかかる。そのため、公共工事の現場利用に限り、自ら利用

る」としている。工事現場では建設汚泥を処理するためのスペースや仮置きしておくための保管場所等が確保できない場合が多く、自ら利用されない要因となっている。また工事間利用には、個別指定制度のもと行う必要があり、届け出等に大きな労力がかかる。そのため、公共工事の現場利用に限り、自ら利用

の適用範囲の拡大が必要であるとしている。さらに条例や指針を制定することで発注者が計画的に建設汚泥処理土利用を主導できるように認めている一部の政令指定都市での取り組みにも触れ、事例調査を行って国の制度として整備する必要があるとしている。

⑤については、「平時における廃石膏ボード

リサイクルならびに災害時における廃石膏ボードリサイクルを促進するために建設リサイクル法の特定建設資材として石膏ボードを指定すること」としている。石膏ボードのリサイクルが進まない理由としては、解体系のリサイクルの仕組みが確立されていないことが理由であると指摘している。しかし国交省の

「現場分別解体マニュアル」に基づいた解体と、「再生石膏粉の有効利用ガイドライン（第一版）」（国立環境研究所）、「災害時に発生する廃石膏ボードの再生利用について」（環境

省）に基づいてリサイクルする仕組みができおり、リサイクルフ

ローを構築することが可能であると指摘している。